

Table for calculating taxable transactions (Table A)

This calculation table is a specimen.

課税取引金額計算表

(令和元年分)

(事業所得用)

科 目	決 算 額 A	Aのうち課税 取引にならない もの(※1) B	課税取引金額 (A-B) C	R1. 9. 30 以前(※2)			R1. 10. 1 以後(※2)		
				うち旧税率 6. 3% 適用分 D	うち軽減税率 6. 24% 適用分 E	うち標準税率 7. 8% 適用分 F			
売上(収入)金額 (雑収入を含む)	円	円	円	円	円	円	円	円	
①									
売上原価	期首商品棚卸高								
	仕入金額								
	小計								
	期末商品棚卸高								
	差引原価								
差引金額									
経費	租税公課								
	荷造運賃								
	水道光熱費								
	旅費交通費								
	通信費								
	広告宣伝費								
	接待交際費								
	損害保険料								
	修繕費								
	消耗品費								
	減価償却費								
	福利厚生費								
	給料賃金								
	外注工賃								
	利子割引料								
	地代家賃								
	貸倒金								
	雑費								
	計								
	差引金額								
③+⑳									

太枠の箇所は課税売上高計算表及び課税仕入高計算表へ転記します。

※1 B欄には、非課税取引、輸出取引等、不課税取引を記入します。

また、売上原価・経費に特定課税仕入れに係る支払対価の額が含まれている場合には、その金額もB欄に記入します。

※2 令和元年10月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。

# Table for calculating taxable sales (Table B)

This calculation table is a specimen.

## 課税売上高計算表

(令和 元 年分)

(1) 事業所得に係る課税売上高	金額	R1. 9. 30以前(※)		R1. 10. 1以後(※)	
		うち旧税率 6.3%適用分	うち軽減税率 6.24%適用分	うち標準税率 7.8%適用分	
営業等課税売上高	①	表イ-1の①C欄の金額	表イ-1の①D欄の金額	表イ-1の①E欄の金額	表イ-1の①F欄の金額
農業課税売上高	②	表イ-2の④C欄の金額	表イ-2の④D欄の金額	表イ-2の④E欄の金額	表イ-2の④F欄の金額

(2) 不動産所得に係る課税売上高	金額	R1. 9. 30以前(※)		R1. 10. 1以後(※)	
		うち旧税率 6.3%適用分	うち軽減税率 6.24%適用分	うち標準税率 7.8%適用分	
課税売上高	③	表イ-3の④C欄の金額	表イ-3の④D欄の金額	表イ-3の④E欄の金額	表イ-3の④F欄の金額

(3) ( ) 所得に係る課税売上高	金額	R1. 9. 30以前(※)		R1. 10. 1以後(※)	
		うち旧税率 6.3%適用分	うち軽減税率 6.24%適用分	うち標準税率 7.8%適用分	
損益計算書の収入金額	④				
④のうち、課税売上げにならないもの	⑤				
差引課税売上高 (④-⑤)	⑥				

(4) 業務用資産の譲渡所得に係る課税売上高	金額	R1. 9. 30以前(※)		R1. 10. 1以後(※)	
		うち旧税率 6.3%適用分	うち軽減税率 6.24%適用分	うち標準税率 7.8%適用分	
業務用固定資産等の譲渡収入金額	⑦				
⑦のうち、課税売上げにならないもの	⑧				
差引課税売上高 (⑦-⑧)	⑨				

(5) 課税売上高の合計額 ( ① + ② + ③ + ⑥ + ⑨ )	⑩				
--	---	--	--	--	--

(6) 課税資産の譲渡等の対価の額の計算	
_____ 円×100/108 <small>税抜経理方式によっている場合、⑩旧税率6.3%適用分欄の金額に課税売上げに係る仮受消費税等の金額を加算して計算します。</small>	⑪ (1円未満の端数切捨て) (一般用)付表1-2の①-1C欄へ (簡易課税用)付表4-2の①-1C欄へ
_____ 円×100/108 <small>税抜経理方式によっている場合、⑩軽減税率6.24%適用分欄の金額に課税売上げに係る仮受消費税等の金額を加算して計算します。</small>	⑫ (1円未満の端数切捨て) (一般用)付表1-1の①-1D欄へ (簡易課税用)付表4-1の①-1D欄へ
_____ 円×100/110 <small>税抜経理方式によっている場合、⑩標準税率7.8%適用分欄の金額に課税売上げに係る仮受消費税等の金額を加算して計算します。</small>	⑬ (1円未満の端数切捨て) (一般用)付表1-1の①-1E欄へ (簡易課税用)付表4-1の①-1E欄へ

※ 令和元年10月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。

Basic knowledge

Preparation

Procedures

Completing your return

Calculation

Local consumption tax calculation

Enter the value in the return form (Page 1 and Page 2)

Other items

Filing and paying

Income tax adjustment

Rough draft return form

# Table for calculating taxable purchases (Table C)

This calculation table is a specimen.

## 課税仕入高計算表

(令和 元 年分)

(1) 事業所得に係る課税仕入高	金額	R1. 9. 30以前(※)		R1. 10. 1以後(※)	
		うち旧税率 6. 3%適用分	うち軽減税率 6. 24%適用分	うち標準税率 7. 8%適用分	
営業等課税仕入高	①	表イ-1の④C欄の金額 円	表イ-1の④D欄の金額 円	表イ-1の④E欄の金額 円	表イ-1の④F欄の金額 円
農業課税仕入高	②	表イ-2の④C欄の金額	表イ-2の④D欄の金額	表イ-2の④E欄の金額	表イ-2の④F欄の金額

(2) 不動産所得に係る課税仕入高	金額	R1. 9. 30以前(※)		R1. 10. 1以後(※)	
		うち旧税率 6. 3%適用分	うち軽減税率 6. 24%適用分	うち標準税率 7. 8%適用分	
課税仕入高	③	表イ-3の④C欄の金額	表イ-3の④D欄の金額	表イ-3の④E欄の金額	表イ-3の④F欄の金額

(3) ( ) 所得に係る課税仕入高	金額	R1. 9. 30以前(※)		R1. 10. 1以後(※)	
		うち旧税率 6. 3%適用分	うち軽減税率 6. 24%適用分	うち標準税率 7. 8%適用分	
損益計算書の仕入金額と経費の金額の合計額	④				
④のうち、課税仕入れにならないもの	⑤				
差引課税仕入高 (④-⑤)	⑥				

(4) 業務用資産の取得に係る課税仕入高	金額	R1. 9. 30以前(※)		R1. 10. 1以後(※)	
		うち旧税率 6. 3%適用分	うち軽減税率 6. 24%適用分	うち標準税率 7. 8%適用分	
業務用固定資産等の取得費	⑦				
⑦のうち、課税仕入れにならないもの	⑧				
差引課税仕入高 (⑦-⑧)	⑨				

(5) 課税仕入高の合計額 ( ① + ② + ③ + ⑥ + ⑨ )	⑩	付表2-2の⑨C欄へ	付表2-1の⑨D欄へ	付表2-1の⑨E欄へ
--	---	------------	------------	------------

(6) 課税仕入れに係る消費税額の計算	
$\text{円} \times 6.3/108$ <small>税抜経理方式によっている場合、⑩旧税率6.3%適用分欄の金額に輸入取引以外の取引に係る仮払消費税等の金額を加算して計算します。</small>	⑪ (1円未満の端数切捨て) 付表2-2の⑩C欄へ
$\text{円} \times 6.24/108$ <small>税抜経理方式によっている場合、⑩軽減税率6.24%適用分欄の金額に輸入取引以外の取引に係る仮払消費税等の金額を加算して計算します。</small>	⑫ (1円未満の端数切捨て) 付表2-1の⑩D欄へ
$\text{円} \times 7.8/110$ <small>税抜経理方式によっている場合、⑩標準税率7.8%適用分欄の金額に輸入取引以外の取引に係る仮払消費税等の金額を加算して計算します。</small>	⑬ (1円未満の端数切捨て) 付表2-1の⑩E欄へ

※ 令和元年10月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。

[ Schedule 1-1 ]

Table for calculating the amount of consumption and local consumption tax and Calculating the amount of consumption tax representing the local tax base

This calculation table is a specimen.

第4-(1)号様式

付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

課税期間		. . . ~ . . .		氏名又は名称		
区分		旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)	
課税標準額	①	(付表1-2の①X欄の金額) 円 000	円 000	円 000	円 ※第二表の①欄へ 000	
課税資産の譲渡等の対価の額	①	(付表1-2の①-1X欄の金額)	※第二表の⑤欄へ	※第二表の⑥欄へ	※第二表の⑦欄へ	
	②	(付表1-2の①-2X欄の金額)	※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。	※第二表の⑧欄へ	※第二表の⑩欄へ	
消費税額	②	(付表1-2の②X欄の金額)	※第二表の⑬欄へ	※第二表の⑭欄へ	※第二表の⑰欄へ	
控除過大調整税額	③	(付表1-2の③X欄の金額)	(付表2-1の②・⑤D欄の合計金額)	(付表2-1の②・⑤E欄の合計金額)	※第一表の③欄へ	
控除税額	控除対象仕入税額	④	(付表2-1の②D欄の金額)	(付表2-1の②E欄の金額)	※第一表の④欄へ	
	返還等対価に係る税額	⑤			※第二表の⑱欄へ	
	売上げの返還等に係る税額	⑤-1	(付表1-2の⑤-1X欄の金額)			※第二表の⑲欄へ
		⑤-2	(付表1-2の⑤-2X欄の金額)	※⑤-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		※第二表の⑲欄へ
	貸倒れに係る税額	⑥	(付表1-2の⑥X欄の金額)			※第一表の⑥欄へ
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦	(付表1-2の⑦X欄の金額)			※第一表の⑦欄へ
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧	(付表1-2の⑧X欄の金額)	※①E欄へ	※①E欄へ		
差引税額 (②+③-⑦)	⑨	(付表1-2の⑨X欄の金額)	※②E欄へ	※②E欄へ		
合計差引税額 (⑨-⑧)	⑩				※マイナスの場合は第一表の⑧欄へ ※プラスの場合は第一表の⑨欄へ	
地方と異なる消費税の課税標準額	控除不足還付税額	⑪	(付表1-2の⑪X欄の金額)	(⑩D欄と⑩E欄の合計金額)		
	差引税額	⑫	(付表1-2の⑫X欄の金額)	(⑩D欄と⑩E欄の合計金額)		
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪)	⑬	(付表1-2の⑬X欄の金額)		※第二表の⑳欄へ	※マイナスの場合は第一表の⑩欄へ ※プラスの場合は第一表の⑪欄へ ※第二表の㉑欄へ	
譲渡割額	還付額	⑭	(付表1-2の⑭X欄の金額)	(⑩E欄×22/78)		
	納税額	⑮	(付表1-2の⑮X欄の金額)	(⑩D欄×22/78)		
合計差引譲渡割額 (⑮-⑭)	⑯				※マイナスの場合は第一表の⑩欄へ ※プラスの場合は第一表の⑪欄へ	

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。  
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表1-2を作成してから当該付表を作成する。

- Basic knowledge
- Preparation
- Procedures
- Completing your return
  - Calculation
  - Local consumption tax calculation
  - Enter the value in the return form (Page 1 and Page 2)
  - Other items
- Filing and paying
- Income tax adjustment
- Rough draft return form

[ Schedule 1-2 ]

Table for calculating the amount of consumption and local consumption tax and Calculating the amount of consumption tax representing the local tax base

[ For the taxable period in which there is a transfer of transitional measures taxable assets ]

This calculation table is a specimen.

第4-(5)号様式

付表1-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表  
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課税期間		. . . ~ . . .		氏名又は名称		
区分		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)	
課税標準額	①	円 000	円 000	円 000	円 ※付表1-1の①X欄へ 000	
① 課税資産の譲渡等の対価の額	①	※第二表の②欄へ	※第二表の③欄へ	※第二表の④欄へ	※付表1-1の①-1X欄へ	
	①-1	※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		※第二表の⑤欄へ	※付表1-1の①-2X欄へ	
内 特定課税仕入れに係る支払対価の額	①-2	※第二表の⑥欄へ	※第二表の⑦欄へ	※第二表の⑧欄へ	※付表1-1の②X欄へ	
消費税額	②	(付表2-2の②A欄の合計金額)	(付表2-2の②B欄の合計金額)	(付表2-2の②C欄の合計金額)	※付表1-1の③X欄へ	
控除過大調整税額	③	(付表2-2の③A欄の金額)	(付表2-2の③B欄の金額)	(付表2-2の③C欄の金額)	※付表1-1の④X欄へ	
控除	控除対象仕入税額	④	(付表2-2の④A欄の金額)	(付表2-2の④B欄の金額)	(付表2-2の④C欄の金額)	※付表1-1の⑤X欄へ
	返還等対価に係る税額	⑤			※付表1-1の⑤-1X欄へ	
内 売上げの返還等の対価に係る税額	⑤-1				※付表1-1の⑤-1X欄へ	
	⑤-2	※⑤-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。			※付表1-1の⑤-2X欄へ	
内 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑤-2				※付表1-1の⑥X欄へ	
貸倒れに係る税額	⑥				※付表1-1の⑦X欄へ	
控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦				※付表1-1の⑧X欄へ	
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧		※⑧B欄へ	※⑧C欄へ	※付表1-1の⑨X欄へ	
差引税額 (②+③-⑦)	⑨		※⑨B欄へ	※⑨C欄へ	※付表1-1の⑩X欄へ	
合計差引税額 (⑨-⑧)	⑩					
地方と消費税の課税標準額	控除不足還付税額	⑪	(⑧B欄の金額)	(⑧C欄の金額)	※付表1-1の⑪X欄へ	
	差引税額	⑫	(⑨B欄の金額)	(⑨C欄の金額)	※付表1-1の⑫X欄へ	
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪)	⑬		※第二表の⑩欄へ	※第二表の⑪欄へ	※付表1-1の⑬X欄へ	
譲渡	還付額	⑭	(⑩B欄×25/100)	(⑩C欄×17/63)	※付表1-1の⑭X欄へ	
	割納税額	⑮	(⑩B欄×25/100)	(⑩C欄×17/63)	※付表1-1の⑮X欄へ	
合計差引譲渡割額 (⑮-⑭)	⑯					

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。  
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表1-1を作成する。

[ Schedule 2-1 ]

Table for calculating the deductible tax on purchases

This calculation table is a specimen.

第4-(2)号様式

付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

課税期間		・ ・ ・ ・	氏名又は名称			
項目			旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
課税売上額(税抜き)	①		(付表2-2の①X欄の金額) 円	円	円	円
免税売上額	②					
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③					
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④					※第一表の④欄へ ※付表2-2の④X欄へ
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤					
非課税売上額	⑥					
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦					※第一表の⑦欄へ ※付表2-2の⑦X欄へ
課税売上割合(④/⑦)	⑧					※付表2-2の⑧X欄へ [     % ] ※増数 切捨て
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑨		(付表2-2の⑨X欄の金額)			
課税仕入れに係る消費税額	⑩		(付表2-2の⑩X欄の金額)	(⑨D欄×6.24/108)	(⑨E欄×7.8/110)	
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪		(付表2-2の⑪X欄の金額)	※⑪及び⑫欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		
特定課税仕入れに係る消費税額	⑫		(付表2-2の⑫X欄の金額)		(⑪E欄×7.8/100)	
課税貨物に係る消費税額	⑬		(付表2-2の⑬X欄の金額)			
納税義務の免除を受けない(受ける) こととなった場合における消費税額 の調整(加算又は減算)額	⑭		(付表2-2の⑭X欄の金額)			
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩+⑫+⑬±⑭)	⑮		(付表2-2の⑮X欄の金額)			
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 (⑮の金額)	⑯		(付表2-2の⑯X欄の金額)			
課5課95 税% 税% 売未 売円 上満 上超 割の 高又 合場 がはが合 控の 除調 税額整 差 引	個別 対 応 方 式	⑯のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑰	(付表2-2の⑰X欄の金額)		
		⑯のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	⑱	(付表2-2の⑱X欄の金額)		
	個別対応方式により控除する 課税仕入れ等の税額 [(⑰)+(⑱×④/⑦)]	⑲	(付表2-2の⑲X欄の金額)			
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額 (⑱×④/⑦)	⑳	(付表2-2の⑳X欄の金額)			
課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額	㉑		(付表2-2の㉑X欄の金額)			
調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉒		(付表2-2の㉒X欄の金額)			
控除対象仕入税額 [(⑯、⑰又は⑱の金額)±㉑±㉒]がプラスの時	㉓		(付表2-2の㉓X欄の金額)	※付表1-1の④D欄へ	※付表1-1の④E欄へ	
控除過大調整税額 [(⑯、⑰又は⑱の金額)±㉑±㉒]がマイナスの時	㉔		(付表2-2の㉔X欄の金額)	※付表1-1の③D欄へ	※付表1-1の③E欄へ	
貸倒回収に係る消費税額	㉕		(付表2-2の㉕X欄の金額)	※付表1-1の③D欄へ	※付表1-1の③E欄へ	

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。  
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表2-2を作成してから当該付表を作成する。  
3 ⑩及び⑫欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。

(R1.10.1以後終了課税期間用)

Basic knowledge

Preparation

Procedures

Completing your return

Calculation

Local consumption  
tax calculation

Enter the value  
in the return form  
(Page 1 and Page 2)

Other items

Filing and paying

Income tax adjustment

Rough draft return form

[ Schedule 2-2 ]

Table for calculating the deductible tax on purchases

[ For the taxable period in which there is a transfer of transitional measures taxable assets ]

This calculation table is a specimen.

第4-(6)号様式

付表2-2

課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

[ 経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用 ]

一般

課税期間		氏名又は名称			
項目		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計X (A+B+C)
課税売上額(税抜き)	①	円	円	円	※付表2-1の①X欄へ 円
免税売上額	②				
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③				
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④				(付表2-1の④F欄の金額)
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤				
非課税売上額	⑥				
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦				(付表2-1の⑦F欄の金額)
課税売上割合(④/⑦)	⑧				[ % ] ※端数切捨て
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑨				※付表2-1の⑨X欄へ
課税仕入れに係る消費税額	⑩	(⑨A欄×3/103)	(⑨B欄×4/105)	(⑨C欄×6.3/108)	※付表2-1の⑩X欄へ
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪	※⑩及び⑫欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。			※付表2-1の⑪X欄へ
特定課税仕入れに係る消費税額	⑫			(⑪C欄×6.3/100)	※付表2-1の⑫X欄へ
課税貨物に係る消費税額	⑬				※付表2-1の⑬X欄へ
納税義務の免除を受けない(受ける) こととなった場合における消費税額 の調整(加算又は減算)額	⑭				※付表2-1の⑭X欄へ
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩+⑫+⑬±⑭)	⑮				※付表2-1の⑮X欄へ
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 (⑮の金額)	⑯				※付表2-1の⑯X欄へ
課5課95 税億% 売未 売円 上満 超 割の 高又 合場 がはが合 控の 除調 税 額整	⑯のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑰			※付表2-1の⑰X欄へ
	⑯のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	⑱			※付表2-1の⑱X欄へ
	個別対応方式により控除する 課税仕入れ等の税額 〔⑰+(⑱×④/⑦)〕	⑲			※付表2-1の⑲X欄へ
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額 (⑱×④/⑦)	⑳			※付表2-1の㉑X欄へ
課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額	㉑				※付表2-1の㉑X欄へ
調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉒				※付表2-1の㉒X欄へ
控除対象仕入税額 〔(⑯、⑱又は⑲の金額)±㉑±㉒〕がプラスの時	㉓	※付表1-2の④A欄へ	※付表1-2の④B欄へ	※付表1-2の④C欄へ	※付表2-1の㉓X欄へ
控除過大調整税額 〔(⑯、⑱又は⑲の金額)±㉑±㉒〕がマイナスの時	㉔	※付表1-2の③A欄へ	※付表1-2の③B欄へ	※付表1-2の③C欄へ	※付表2-1の㉔X欄へ
貸倒回収に係る消費税額	㉕	※付表1-2の③A欄へ	※付表1-2の③B欄へ	※付表1-2の③C欄へ	※付表2-1の㉕X欄へ

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。  
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表2-1を作成する。  
3 ④、⑦及び⑧のX欄は、付表2-1のF欄を計算した後に記載する。  
4 ⑩及び⑫欄には、値引き、割戻し、割引など仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。  
(R1.10.1以後終了課税期間用)

# Consumption and local consumption tax return form (Page 1) (General Form)

This return form is a specimen.

G K O 3 0 4

第3-(1)号様式

個人事業者用

第一表

令和元年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

Basic knowledge

Preparation

Procedures

Completing your return

Calculation

Local consumption tax calculation

Enter the value in the return form (Page 1 and Page 2)

Other items

Filing and paying

Income tax adjustment

Rough draft return form

OCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。折ったり活きたりしないでください。)

令和 年 月 日	税務署長殿
納税地	(電話番号 - - )
(フリガナ) 屋号	
個人番号	
(フリガナ) 氏名	

一連番号	
申告年月日	令和 年 月 日
申告区分	指導等 庁指定 局指定
通信日付印	確認印
個人番号カード	身元確認
通知カード・運転免許証	
その他( )	
指導年月日	相談区分1 区分2 区分3
令和 年 月 日	

自 平成 年 月 日  
令和 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の( )申告書

中間申告 自 平成 年 月 日  
令和 年 月 日  
対象期間 至 令和 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算		+ 兆 千 百 + 億 千 百 + 万 千 百 + 一 百	
課税標準額	①		000
消費税額	②		
控除過大調整税額	③		
控除			
控除対象仕入税額	④		
返還等対価に係る税額	⑤		
貸倒れに係る税額	⑥		
控除税額小計	⑦		
(4)+(5)+(6)			
控除不足還付税額	⑧		
(7)-(2)-(3)			
差引税額	⑨		00
(2)+(3)-(7)			
中間納付税額	⑩		00
納付税額	⑪		00
(9)-(10)			
中間納付還付税額	⑫		00
(10)-(9)			
この申告書が修正申告である場合			
既確定税額	⑬		
差引納付税額	⑭		00
課税売上割合			
課税資産の譲渡等の対価の額	⑮		
資産の譲渡等の対価の額	⑯		
この申告書による地方消費税の税額の計算			
地方消費税の課税標準となる消費税額			
控除不足還付税額	⑰		
差引税額	⑱		00
譲渡割額			
還付額	⑲		
納税額	⑳		00
中間納付譲渡割額	㉑		00
納付譲渡割額	㉒		00
(20)-(21)			
中間納付還付譲渡割額	㉓		00
(21)-(20)			
この申告書が修正申告である場合			
既確定譲渡割額	㉔		
差引納付譲渡割額	㉕		00
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉖		

付記事項	割賦基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	31
	延払基準等の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	32
	工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	33
	現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	34
参考事項	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	35
	控除税額の法	課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満	<input type="checkbox"/>	個別対心方式		41
		上記以外	<input type="checkbox"/>	一括比例配分方式		
項目	基準期間の課税売上高					千円
還す付るを金受附けようとする等	銀行	本店・支店				
	金庫・組合	出張所				
	農協・漁協	本所・支所				
	預金	口座番号				
	ゆうちょ銀行の貯金記号番号					
	郵便局名等					
※税務署整理欄						
税理士署名押印						
	(電話番号 - - )					
<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有					
<input type="checkbox"/>	税理士法第33条の2の書面提出有					

㉖ = (11+22) - (8+12+19+23)・修正申告の場合㉖ = 14+㉕  
㉖が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。



G K 0 6 0 1

第3-(2)号様式

## 課税標準額等の内訳書

納税地	(電話番号 - - )
(フリガナ) 屋号	
(フリガナ) 氏名	

整理番号	
------	--

改正法附則による税額の特例計算		
軽減売上割合(10営業日)	<input type="checkbox"/>	附則38① 51
小売等軽減仕入割合	<input type="checkbox"/>	附則38② 52
小売等軽減売上割合	<input type="checkbox"/>	附則39① 53

個人事業者用

第二表

令和元年十月一日以後終了課税期間分

自 平成 年月日  
至 令和 年月日

### 課税期間分の消費税及び地方消費税の( )申告書

中間申告 自 平成 年月日  
の場合の  
対象期間 至 令和 年月日

課税標準額	①
※申告書(第一表)の①欄へ	十兆千百十億千百十万千百十一円 0 0 0 01

課税資産の譲渡等の特価額の合計額	3%適用分	②		02
	4%適用分	③		03
	6.3%適用分	④		04
	6.24%適用分	⑤		05
	7.8%適用分	⑥		06
		⑦		07
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額 (注1)	6.3%適用分	⑧		11
	7.8%適用分	⑨		12
		⑩		13

消費税額	⑪		21
※申告書(第一表)の②欄へ			
⑪の内訳	3%適用分	⑫	22
	4%適用分	⑬	23
	6.3%適用分	⑭	24
	6.24%適用分	⑮	25
	7.8%適用分	⑯	26

返還等対価に係る税額	⑰		31
※申告書(第一表)の⑤欄へ			
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱	32
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 (注1)	⑲	33

地方消費税の課税標準となる消費税額 (注2)	4%適用分	⑳	41
	6.3%適用分	㉑	42
	6.24%及び7.8%適用分	㉒	43
		㉓	44

(注1) ⑧~⑩及び⑱欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。

(注2) ㉑~㉓欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

OCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。)